

建設工事等指名業者選定基準

（目的）

第1条 この基準は、栄町が発注する建設工事等（工事又は製造の請負、建設資材の買入れ、調査、設計、測量等の業務委託等をいう。以下「工事等」という。）の指名競争入札に係る指名業者（指名競争入札に参加する者として町長が指名する者をいう。以下同じ。）の選定に関し必要な事項を定めることにより、合理的かつ適正な処理を図ることを目的とする。ただし、栄町工事等指名業者選定審査会（以下「審査会」という。）が特別な事由により必要と認めたときは、この限りでない。

（等級別発注基準）

第2条 指名業者の選定は、次の表に掲げる工事等の種類及び発注金額（当該工事等の設計金額をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ同表の等級欄に定める等級（以下「基準等級」という。）に格付けされた者のうちから行うものとする。

工事等の種類及び発注金額				等級
土木一式工事	建築一式工事	造園工事	その他工事	
5千万円以上	7千万円以上	3千万円以上	6千万円以上	A
2千万円以上 5千万円未満	2千万円以上 7千万円未満	5百万円以上 3千万円未満	1千万円以上 6千万円未満	B
2千万円未満	2千万円未満	5百万円未満	1千万円未満	C

（発注基準の特例）

第3条 建設工事等契約事務取扱実施要綱（昭和62年4月1日制定）

第3条第2項の規定による指名業者の選定は、前条の規定により行うものとする。ただし、審査会が工事等の執行上必要があると認めるときは、指名業者数の2分の1を超えない範囲において、基準等級の直近上位等級又は直近下位等級に格付けされた者のうちから選定することができるものとする。

2 前項ただし書の場合において基準等級に該当する者がいないとき若しくは僅少なときその他の理由により選定が困難と認められる場合又は

当該工事等に必要な技術及び実績が直近下位等級に格付けされた者であっても問題が生じないと審査会が認める場合には、同項ただし書の規定にかかわらず、指名業者数の2分の1を超えることができるものとする。ただし、直近上位等級に格付けされた者及び直近下位等級に格付けされた者を同時に選定することはできないものとする。

3 前条の表のAの等級に対応する工事等について、第1項ただし書又は前項の規定によりBの等級に格付けされた者のうちから選定することができる場合は、発注金額が同条の表のBの等級に対応する工事等の上限額の4倍未満の額であるときとする。

4 次に掲げる工事等については、前3項の規定によらないことができるものとする。

(1) 特殊な機械又は技術を必要とする工事等

(2) 災害時における応急復旧工事等

(3) その他町長が特殊な事情があると認める工事等

(指名業者の選定の留意事項)

5 前4項までの規定にかかわらず、公募型指名競争入札に付する工事等にあつては、応募のあった者の数が第6条に定める指名業者の数に満たない場合であっても、当該応募のあった者を指名業者として選定するものとする。ただし、この場合における指名業者の数は、少なくとも2者以上でなければならない。

第4条 指名業者の選定に当たっては、次の表に掲げる事項について当該基準に留意するものとする。

留意事項	基準
1 当該工事等に対する地理的条件	工事等の実績から見て、当該工事等の施工箇所における施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。
2 施工能力の現状把握	(1) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止、会社更正法又は民事再生法の適用申請等の事実があり、客観的に経営状態が著しく不健全であると判断される場合は、指名しないこと。ただし、更正手続等の開始決定、

3 不誠実な 行為の有無	更正計画等の認可等があった場合は、当該開始決定、認可等があった後の経営状況を総合的に勘案すること。 (2) 工事の手持ち状況等から見て、当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。なお、当該年度の指名及び受注状況に配慮すること。 (3) 当該工事についての技術的適性については、以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。 ア 当該工事と同種若しくは類似の工事について相当の施工実績があること。 イ 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。 ウ 当該工事の作業条件が、地形、地質等自然条件周辺環境条件等特殊な場合にあっては、当該工事と同等と認められる作業条件下での施工実績があること。 エ 当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。 オ 公募型指名競争入札については、配置予定の技術者が適性であること。 以下の事項に該当する場合は、指名しないこと。 (1) 栄町建設工事請負業者等指名停止要領に基づく指名停止期間中であること。 (2) 町発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状況が継続していることから請負者として不適当であると認められること。 ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。
-------------------------	--

	イ 一括下請け、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であるとき。 (3) 警察当局から、町に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不適当であると認められること。
--	--

(年間平均完成工事高を超える工事等に係る選定の制限)

第5条 工事等の発注金額が選定しようとする者の当該工事の発注工種に係る年間平均完成工事高の金額を超える場合には、当該選定しようとする者を選定することはできないものとする。ただし、町長が工事等の執行上必要があると認めるとき又は新たに入札参加した業者が当該工事について施工能力があると認めるときは、この限りでない。

(推薦業者の数及び指名業者の数)

第6条 当該工事等を主管する各課等の長が指名業者として推薦する者(以下「推薦業者」という。)の数及び選定すべき指名業者の数は、発注金額に応じて次の表に定めるところによる。ただし、第3条第4項各号に掲げる工事等で同表に定める推薦業者の数若しくは指名業者の数を指名することが困難なとき又は審査会が特別な事由により必要と認めたときは、この限りでない。

発注金額	推薦業者の数	指名業者の数
1 千万円未満	7 者以上	5 者以上
1 千万円以上 3 千万円未満	8 者以上	6 者以上
3 千万円以上 6 千万円未満	1 0 者以上	8 者以上
6 千万円以上 1 億円未満	1 2 者以上	1 0 者以上
1 億円以上	1 4 者以上	1 2 者以上

附 則

この基準は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年4月1日)

この基準は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月3日）

この基準は、平成23年10月3日から施行する。

附 則（平成25年8月22日）

この基準は、平成25年8月22日から施行する。

附 則（令和6年4月1日）

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年8月6日）

（施行期日）

- 1 この基準は、決裁の日から施行する。

（建設工事等契約事務取扱実施要綱において別途定める事項について
の一部改正）

- 2 「建設工事等契約事務取扱実施要綱において別途定める事項について」の一部を次のように改正する。

第1項を次のように改める。

- 1 削除

（建設工事等指名業者選定基準の運用基準の廃止）

- 3 建設工事等指名業者選定基準の運用基準（平成13年4月1日制定）
は、廃止する。